

農業協同組合については、平成 14 年の県下一円を地区とする沖縄県農業協同組合の発足により、経営管理体制が強化されるとともに、経営の健全性を示す自己資本比率が向上している。

一方、漁業協同組合については、各漁協の経営状況の悪化や漁業権管理の問題等から合併への取組は進展していない。農業共済事業¹の拡充強化については、県、市町村及び農業共済団体においては、共済掛金の助成、負担能力に応じて加入できるよう選択を拡大するなど、市町村等の関係機関と連携し農業共済制度への加入推進に取り組んでいる中で、戸別所得補償モデル事業の対応のため米農家の加入が増加しているが、他の共済事業の加入状況は依然として低迷している。農林漁業金融については、経営改善や生産力の増大等に寄与しているものの、近年、貸付実績は漸減傾向にある。

農林水産技術の開発・普及については、産学官の連携により、パイナップル等の新品種の育成や超早場米生産に適合した水稻品種の選定、地域特産家畜の改良増殖、森林資源の保護・活用、サンゴ礁海域の特性を生かした水産物の養殖技術等、高品質・安定生産技術の開発・普及を推進している。また、国において、バイオマスタウン構想推進に向けた取組を支援しており、現在、伊江村、宮古島市、うるま市において事業実施中であるほか、昨今の飼料価格の上昇を踏まえ、泡盛粕、豆腐粕（おから）等の未利用資源の飼料化利用に向けた調査や実証試験を行っている。

農業技術情報センターにおいては、農業技術に関する文献の収集及び整備や各地区農業改良普及センターにおける農家等へ農業技術情報提供するため各種情報機器の整備を行い、技術情報提供システムの強化が図られている。

県が行う農林水産技術の開発・普及を円滑に進めるため、亜熱帯農林水産業の技術開発拠点である農業研究センター等の研究機関について、ほ場、施設、研究機器等の整備を行った。また、沖縄県において、台湾をはじめとするアジア・太平洋地域等との農林水産技術の交流の取組を行ってきた。

(亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備)

¹ 農業共済事業は、沖縄県農業共済組合連合会と 4 郡農業共済組合があり、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済などを実施している。

農業生産基盤整備については、復帰以降、国営土地改良事業 8 地区（実施中 2 地区含む。平成 21 年度現在）をはじめ、補助土地改良事業により地域特性に応じ、地下ダム等の水源整備、ほ場整備等を実施し、効率的なほ場で安定的な農業用水の供給が可能となり、幹線道路、末端農道が整備された畑の整備率は 86.3%（平成 18 年 3 月時点）となった。こうした整備により、農家の労働時間の短縮、単収の増加、品質の向上等が図られ、農家所得の向上や農家経営の安定化に寄与している。

森林²の計画的な整備・保全については、各種造林関係施策の実施により、平成 14 年度から 20 年度までに 346ha を造林し、47km の林道整備、改修を行う等森林資源の内容は徐々に充実してきているが、長期にわたる木材価格の低迷等を背景とした経営意欲の減退等により、手入れが不十分となっている森林が見受けられる。また、森林の整備・保全に当たっては、環境調査や環境保全対策を行って、周辺生態系に配慮した事業実施を行っている。

海岸防災林については、海岸浸食や台風、季節風等から、農作物や農地等を守るため、平成 14 年度から 20 年度までに 35ha の防災林造成及び 784m の防潮護岸の整備を行った。

漁場整備では沈設魚礁の整備により、定着性魚類（ハタ類）、浮魚礁の整備により回遊魚類（かつお、まぐろ）の生産性を高めている。漁港整備では、防波堤、護岸の整備により、漁船の安定係留を図り、陸揚岸壁の整備や耐震化工事により、安全で効率的な陸揚げ作業を可能としている。また、プレジャーボートによる漁港利用に伴うトラブルの多発に対し、フィッシャリーナの整備により、共存を図っている。

（環境と調和した農林水産業の推進）

海域も含めた環境保全が注目される中、農地からの赤土等（耕土）の流出が課題となっており、沈砂池の設置等の対策のほか、抜本的な対策として農地の勾配を緩くする対策を実施（ほ場整備）している。他方、ほ場整備の予定がない地域においては水質保全対策事業（耕土流出防止型）により同様の赤土流出

² 沖縄の森林は、県土面積に占める森林の割合は 46%と全国の 67%に比べて低い水準にある。森林面積は 105 千 ha で、所有形態別にみると、国有林 30%（31 千 ha）、民有林 70%（74 千 ha）となっている。

防止対策を実施している。さらに、これらの対策地域では前述の土木的対策と営農によるマルチング、グリーンベルト設置等のソフト対策の連携に農家をはじめ地域住民も一緒に取り組んでおり、こうした取組の結果、貴重な耕土を保全し、安定的な農業生産を維持するとともに沖縄の海域環境への影響を抑制することで、漁業環境の保全、サンゴ等の生育環境の保全に寄与し、海辺の景観の保全に繋がっている。

また、環境と調和した資源循環型農業を促進する観点から、地力増進法の地力増進指定地域及び準ずる地域において、不良土壌の改善を図るため心土肥培の実施や地力増進の観点から緑肥作物の推進事業を実施し、平成14年から17年までに土層改良69ha、緑肥推進の実証ほ設置843haを行ったが、税源移譲に伴い、18年からはソフト事業（緑肥事業）については、県単独事業へ移行され、現在に至っている。

温暖な気候、地理的な特性から病害虫が侵入、多発しやすいことから過去に根絶したミバエ類の再侵入の防止、イモゾウムシ等の根絶を目指した不妊虫放飼等環境負荷の低い防除対策の推進に取り組んでいる。

【課題】

(おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化)

農畜産物のブランドの確立を図るためには、台風、干ばつ等の気象災害、市場の動向による価格変動、外国産、本土産の農畜産物との競合等から厳しい状況にある作目も少なくないことから、安定的な生産を図るため低コスト耐候性ハウスの導入等生産施設の整備を図るとともに、かんがい施設等の生産基盤整備を進め、更に、品質の高位化、生産組織の強化を図る等地域としての産地の拡大を図ることにより確固たるブランドの確立を構築する必要がある。

特に、ゴーヤー、マンゴーについては、定時・定量・定品質による共同選果・出荷体制の整備を図るため施設整備の推進、技術指導の徹底等により生産の拡大により産地の体制強化を図っていく必要がある。

肉用牛については、高品質な子牛を安定供給するため、優良種畜の導入・育成技術の向上、良質な自給粗飼料の確保を図るとともに、肥育牛のブランド化を進めていく必要がある。

養豚については、経営規模の拡大や生産コストの低減、優良畜種の導入を図り、高品質な沖縄ブランド豚の生産に引き続き取り組む必要がある。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜疾病の侵入やまん延を防止するため、家畜の衛生管理を強化するほか、環境対策にも引き続き取り組んでいく必要がある。

基幹作物であるさとうきびについては、引き続き「さとうきび増産プロジェクト」に取り組んでいく必要がある。なお、沖縄本島地域においては、耕作放棄地等を活用した農地の集団化による規模の拡大とともに、生産法人を含めた担い手の育成、機械化の促進等を図る必要がある。また、離島においては、防風・防潮林の整備やかんがい施設等の整備や機械化の促進、早期高糖性品種を活用した春植、株出の拡大、土壌害虫に有効な薬剤の投入等を推進し、収穫面積の拡大を図る必要がある。さらに、農家経営においても、農家所得の確保の観点から経営複合化の推進や輪作・間作体系の確立が必要となっている。

もずくやくるまえび等海面養殖については、安定的な生産、計画的な出荷のため、良質な種苗の供給、漁業者に対する技術指導や魚病防除体制の整備の推進、養殖施設や集出荷・加工施設の整備を図っていく必要がある。なお、もずくについては、新たな需要の掘り起こし、付加価値の高い加工品開発に取り組む必要がある。また、水産資源が減少している近海魚介類については、資源管理型漁業の取組を関係機関の連携の下、推進していく必要がある。

(流通・販売・加工対策の強化)

今後も農林水産物流通の効率化を図るため、中央卸売市場等流通施設の整備強化を推進するとともに、流通過程での鮮度保持技術の開発、施設整備に取り組む必要がある。また、流通コストの低減を図るため、船舶と鉄道等を利用した輸送ルートを開拓するとともに、生産・出荷・輸送情報等の一元化による効率的な流通システムの確立及び、農商工連携の取組、物づくりから流通にわたりマネジメントの出来る人づくりに取り組む必要がある。

ゴーヤー、マンゴー等については、品質の保持のため収穫から消費に至るまでの温度管理の徹底を図る必要がある。

畜産物については、安全を確保するため BSE 等に対応した食肉処理施設の整

備を推進するとともに、繁殖牛の増頭に対応した家畜市場の整備に取り組む必要がある。

さとうきびの総合利用については、今後、CSS 技術³の本格的活用時における原料確保が課題となる。バイオエタノールについては、原料の確保、製造コスト高、施設整備投資等の課題がありバイオ燃料製造に対する新しい支援制度について議論が必要である。

林業については、えのきだけ、ぶなしめじ以外の特用林産物の生産・出荷の組織化を図る必要がある。

なお、近年の消費者の安全・安心に対する関心の高まりに対応するため、産地市場、加工施設等における HACCP⁴手法の導入等、生産から加工・流通に係る一貫した衛生管理体制の整備が必要である。

(担い手の育成と農林水産技術の開発・普及)

農業における担い手の育成については、新規就農した青年農業者を担い手に導くために、技術的な支援、資金の融通等を長期的に推進していく必要がある。

認定農業者については、新規認定及び再認定に向けた取組とともに、認定農業者への農地の利用集積による農業所得の向上等、認定農業者がメリットを感じられるような施策を集中的・重点的に実施していく必要がある。

農地の集積、経営規模の拡大については、「農地利用集積円滑化事業」等の積極的な活用を図るなど、効率的な農業経営を営むための面的集積の推進が課題となっている。

農業生産法人については、基幹作物であるさとうきび作経営の法人化及び経営基盤の強化を図るため、今後とも農業生産法人に対する生産施設等の整備や農地の利用集積等に取り組んでいく必要がある。

農業協同組合については、引き続き経営管理体制及び財政基盤の強化に取り組むとともに、農家に対する技術・経営指導体制の充実強化を図っていく必要がある。

³ ケーンセパレーションシステム。さとうきびを、表皮繊維、内部柔組織及び表皮脂質とに分離することにより、それぞれの分の有効利用を可能とする機械設備。

⁴ Hazard Analysis Critical Control Point の略。食品の原料の受入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

農林漁業金融については、政策金融機関等の積極的活用、利用者の利便性の向上、制度の普及・広報などを図っていく必要がある。

農林水産技術の開発については、市場競争力や生産体制を強化するための農林水産物の安定的生産技術の確立・普及を推進する必要がある。また、未利用資源の研究開発については、広域的なバイオマスの利活用やバイオマス利活用企業の誘致、新産業の創出などが課題となっている。

技術情報提供システムの強化については各地域農業改良普及センターの情報機器の計画的な更新が必要である。

アジア・太平洋地域等との農林水産技術の交流については、予算面の制約から、事業が縮小される中で、今後の取組のあり方について、議論の必要がある。

(亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備)

農業生産基盤については、未整備地域における整備を推進するとともに、これまでに整備された農業用水利施設の長寿命化に向けた施設管理と維持管理費の負担を軽減することが課題になっている。

森林については、貴重な動植物が生息しており、保全と資源の利活用の両立が重要な課題となっている。また、本島中南部地域の都市近郊の私有林では、造林意欲が低く、森林造成が遅れていることから、その機能に配慮した森林整備が課題となっている。

漁港施設では、本土復帰前に整備された護岸等及び復帰後整備され 30 年以上が経つ防波堤・岸壁等において、施設の老朽化や機能低下が見られることから、機能診断（老朽度診断）を実施し、適切な補修等を行い、長寿命化を図る必要がある。また、漁業者の経営コストの低減を図るため、効率的な海域での浮魚礁の設置が必要である。

(環境と調和した農林水産業の推進)

不良土壌の改善や緑肥作物のすき込み、たい肥の施用等により地力の向上、赤土流出防止の効果を上げてきたが、これらの効果には一定期間の限りがあり、継続的に取り組む必要がある。また、たい肥の施用は、労働力の減少、高齢化、

耕種と畜種の分離等により減少しており、地力の低下が懸念されていることから、耕地連携によるたい肥原料の確保、良質なたい肥生産、供給体制の確立等を推進する必要がある。

病害虫対策については、ミバエ種の外国からの再侵入に対し、植物防疫体制の強化に加え、引き続き不妊虫放飼等の取組が必要である。

また、イモゾウムシに対する根絶手法の確立を早急に図る必要がある。

県産材については、これまで、チップ材や矢板・土木用仮設資材等として用いられてきたが、原木の量的確保が困難なことからロット単位での大量生産は厳しく、また、県産木製品に比べて、県外や国外からの安価な製品等のシェアは依然として高い。オガ粉の原料となる木屑は、組合員の協力により十分確保できているが、引き続き原料の安定確保に取り組む必要がある。

④ 新規企業及び新規事業の創出等

【現状と実績】

(新規事業展開の促進と創業支援体制の整備)

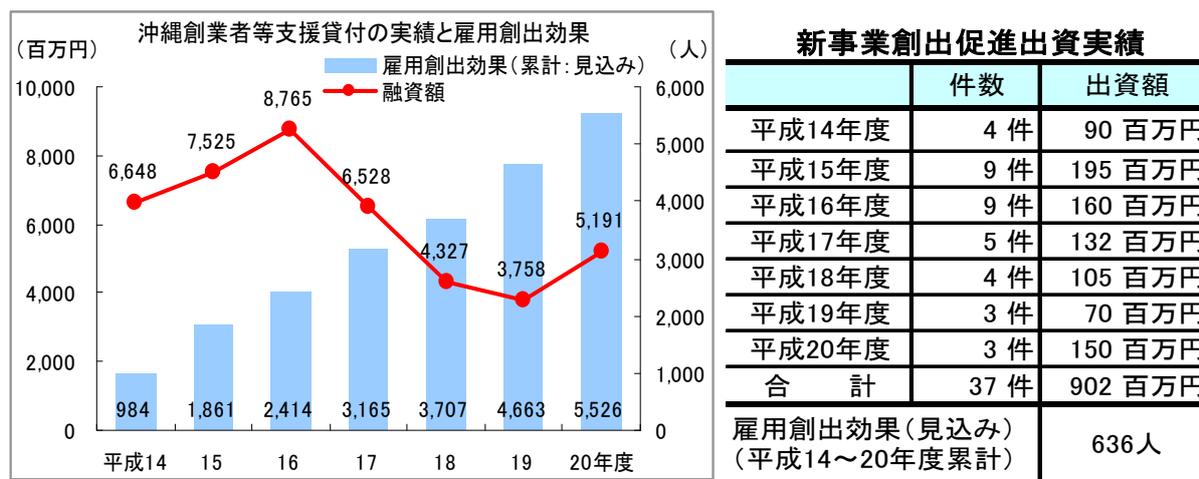
研究開発補助金や、体制整備により、(財)沖縄県産業振興公社や公設試験研究機関など沖縄の地域特性や優位性を生かした新規事業の創出やベンチャー企業の創出を促進する産業支援機関等の支援体制の充実強化が図られた。また、平成 18 年には、全沖縄を対象として大学や公的研究機関の研究開発成果の技術移転や産学官との連携を支援する機関として、(株) 沖縄 TLO が設立された。

バイオ産業については、平成 15 年に開所した沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター等を研究拠点として、産学連携による共同研究やバイオベンチャー企業の研究開発に対する支援を実施してきた。県内外の民間もこれに答え、沖縄における創薬、微生物、バイオインフォマティクス等のバイオベンチャー企業が増加し、人口百万人当たり企業数は全国 4 位⁵となっている。一方、健康食品については、品質向上等の取組を行ってきたものの、平成 16 年をピークに出荷額が減少しており、業績は景気・流行に影響されやすく変動が大きい。

沖縄振興開発金融公庫においては、新事業創出を促進するため、ベンチャー企業向けに平成 14～20 年度の累計で、37 件・9 億 2 百万円の出資、2,998 件・427 億 42 百万円の融資を執行し、沖縄県産の素材を活用した製造・販売業など沖縄の特性・地域資源を生かした事業や、IT・情報サービスなどの沖縄振興策に対応した沖縄発の事業展開を支援した。公庫の出融資は、資金調達力・信用力に乏しいベンチャー企業等の創業時における直接的支援のみならず、民間金融機関からの融資の呼び水効果をもたらしており、また、資金面の支援のほか、公庫によるきめ細やかな経営指導・財務指導により新事業の創出促進を支援している。なお、公庫の出融資による創業支援による雇用創出効果(見込み)は、累計 6,162 人となっており、一定の成果を上げている。

⁵ 「バイオベンチャー統計調査報告書(2007年)」(財)バイオインダストリー協会

(表 17) 新事業創出促進関係の出融資の実績



出典：沖縄振興開発金融公庫資料

さらに近年は、ベンチャー企業に投資するベンチャーファンド（10億円）を官民共同で組成した。これによって、民間のビジネスセンスと経験を生かした案件選択とハンズオン支援実施が可能になり、実際に利益を生むIT・バイオ・環境関連分野のベンチャー企業が成長すると期待されている。

同様に、沖縄県の文化等を活用したコンテンツ制作に対して投資を行うファンド（5億円規模）を、平成22年度に官民が連携して組成する予定となっている。

以上は業種ごとの取組実績であるが、ユニークな取組として、特定の場所、資源に応じて業種横断的に新規分野を模索している事例もある。久米島の海洋深層水については、海洋深層水研究所において水産及び農業分野での研究開発などを行った結果、化粧品、飲料水、食料品等の新たなビジネスを拡大させ、平成19年度の深層水関連企業の売上は約15億円、雇用は170人余に至った。

(金融業務の集積)

沖縄における金融業務の集積に向けた取組は平成14年度に初めて始まった。その中核が金融業務特別地区制度である。名護市がその地区として指定され、現行計画前に比べ平成20年度末時点までに8社の金融・金融関連企業と574人の雇用が増加している。同制度は、所得控除を含む優遇税制により企業の進出を誘導するものだが、金融業そのものについて地区を限定して規制緩和する

ような措置はなく、制度導入後も構造改革特区制度で数度要望されたがいずれも実現しなかった。金融業務特別地区制度による税制優遇については、要件が厳しくなかなか利用者が現れなかったが、平成 19 年の税制改正により、優遇税制に必要な事業認定の条件緩和（従業員 20 人から 10 人へ）が行われ、結果 1 社が事業認定を受けている。

名護市に金融業務を集積させるに当たり、事業環境、生活環境の整備も重要である。北部広域ネットワークについては、豊原地区のインキュベーション施設（マルチメディア館、みらい 1～3 号館）等を結び環状構造とするなど、金融業で必要とされる信頼性の高い通信基盤の整備が進んだ。また、みらい 1～3 号館（供用開始平成 16、17、21 年）など進出企業向けの施設整備が進んだ。居住環境を含めた周辺環境整備については、名護市内において、魅力ある商業、アミューズメント施設等の誘致などが行われたが、実際の誘致には至らなかった。

こうした金融業、金融関連業で必要とされる人材については、沖縄の金融に係る人材育成モデル事業（平成 14～16 年度）、金融人材育成支援事業（平成 18～20 年度）、雇用直結型金融人材育成支援事業（平成 21 年度～）を行い、金融の専門的知識の人材育成を目的とした研修を開催した。これらの事業では、当初は産学連携によって金融講座を自主的に継続的に開催できる体制の構築を行い、後期には職場実習を組み入れた講座や講座修了後に金融業務特別地域に進出した企業への就職試験・面接を行うなど雇用へ直接結びつくものとするなど、現地における人材育成の経験の蓄積や企業進出状況に応じた人材育成事業を行っている。また、名護商工高等学校の地元教育機関等においても、金融等の知識を習得する機会が提供されている。

（表 18）金融業務特別地域の状況

	平成 13 年度	実績（平成 20 年度）	目標（平成 23 年度）
立地企業数	2 社	10 社	20 社
雇用者数	33 人	607 人	2,005 人

出典：沖縄県調べより作成

※ 1 目標は第 3 次産業振興計画（沖縄県策定）の目標値

【課題】

(新規事業展開の促進と創業支援体制の整備)

沖縄の地域特性や優位性を生かした新規事業の創出やベンチャー企業の創出を促進するこれまでの支援により、特にバイオベンチャー企業について一定の集積が進んだものの、観光、情報通信の次なる成長産業として図るためには、医療、食品、情報など関連する産業とあわせクラスターとして発展していく規模までの育成が引き続き重要である。

このため、産業界関係者のビジネスマッチングや、沖縄科学技術大学院大学など大学等の研究成果と産業界のニーズを的確に結びつけるコーディネート機能を量と質の両面で充実させる必要がある。

また、(株)沖縄 TLO は、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づく承認を受けていないため特許料等の減免など各種措置が受けられない。琉球大学と連携して大学発ベンチャー創出を支援したり産学共同研究プロジェクトを運営管理するなど産学官連携機関としての機能を果たしているものの、沖縄科学技術大学院大学の開学等も踏まえ、今後の TLO 機能のあり方を検討する必要がある。

環境関連産業は沖縄の地域特性や優位性を生かした産業のひとつであり、自然エネルギーの普及促進や、環境関連技術に関する研究開発支援や事業化支援などにより、一層の促進が望まれる分野である。

文化コンテンツ分野では近時のファンド事業の成果を踏まえた対応を検討することが適当である。

また、近年、医療・福祉、雇用、地域間格差など様々な社会的課題が顕在化しており、こうした社会的課題をビジネスの視点から解決していくことの重要性が高まっている。

沖縄振興開発金融公庫の出資制度については、ベンチャー企業への出資実績が、構想・企画段階から出資実行に至るまでの相談・調整、さらに出資後の事業のフォローアップに相当の人的労力・時間を要することなどから、37 件・9 億 2 百万円（平成 20 年度末現在）にとどまっているが、新規事業の創出は、地域経済の活性化及び雇用創出に大きな効果が期待できることから、今後とも

ベンチャー企業の創出・育成を更に推進することが必要である。また、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的クラスターの形成におけるベンチャー企業及び企業の研究部門等の集積や、沖縄県が進める那覇空港等を基軸とする国際物流拠点の形成の展開を踏まえた新たなビジネスモデルの構築に資するよう、沖縄振興開発金融公庫の総合政策金融機能を活用した新事業創出の促進を図ることが必要である。

(金融業務の集積)

平成 20 年度末で金融業務特別地区に立地している企業数とその被雇用者数は 10 社、607 人であり、これは沖縄県が設定した目標より少なく、金融業務特別地区制度の優遇税制の利用も 1 社のみにすぎない。金融業務特別地区制度による沖縄振興はまだ緒についたばかりの段階にあると言える。

本制度の優遇措置については、常時使用する従業員数に係る要件が設けられており、利用実態を踏まえた要件の見直し（20 人以上→10 人以上）が行われてきた。他方、同制度の利用が依然として低調であることも事実であり、名護の発展状況の実態に照らしつつ、現実に企業集積やこれらによる雇用創出につながる制度となるよう、制度のあり方について見直しを検討する必要がある。

また、わが国における構造改革特区の進展等を踏まえ、銀行法や金融商品取引法、保険業法など金融業・金融関連業にかかる法制において地域を限定した振興措置を規定することについて、その内容や可能性や実現方策を検討する必要があるが、現行計画期間内に進展しなかったことを鑑みれば、当面は進出企業あるいは進出予定企業の実需あるいは制度創設時及び構造改革特区で要望した事項に集中して検討することが有益と考えられる。

また、これらの制度の緩和が実現した場合に、生じうる問題に対しては、人材育成事業などの他の施策の中で総合的に解決していく必要がある。

⑤ 地域を支える産業の活性化等

【現状と実績】

(製造業)

製造業出荷額については、464,150百万円(平成13年度)から 397,745百万円(19年度)と減少しており、沖縄県の目標(23年度目標558,195百万円)の達成は困難な状況にあり、県内総生産に占めるシェアは4.1%に低下し、全国平均の21.3%と比較しても、著しく低くなっている。しかしながら、後述するように、地域への集中的な施策を講ずることによる出荷額増等が確認されており、有効性が認められる。

製造業の振興策としては、国、県は政令で定めた地域(産業高度化地域、自由貿易地域、特別自由貿易地域)において施設整備のほか人材育成、マッチング、広報など総合的に事業を実施するとともに、税制優遇措置を講じているほか、県、市は独自に支援策も講じて、企業誘致を積極的に展開し、加工交易型産業等の集積を図っている。

特別自由貿易地域については、賃貸工場の整備(平成11年～、計23社の入居が可能)やサポートセンターの整備(平成18年度)、広報事業(平成15～20年度)などを行い、県は分譲促進のため県による分譲価格引き下げ措置(平成15年～)や、買取条件付貸付制度の導入(平成15年～)、賃貸工場の整備(平成11年～、計23社の入居が可能)等が行っている。立地企業数は、分譲用地7社、賃貸工場16社、合計23社(21年末現在)に止まっているが、沖縄全県における製造業が企業数、出荷額双方で縮小する中、これら立地企業による製造品出荷額は、順調に増加しており、振興策は一定の成果があったといえる。しかしながら、要した経費は国と県合わせて約65億円の事業費と約2億円の減税と推定されており、年間出荷額50億円の産業の育成に要したコストとしては大きかった。

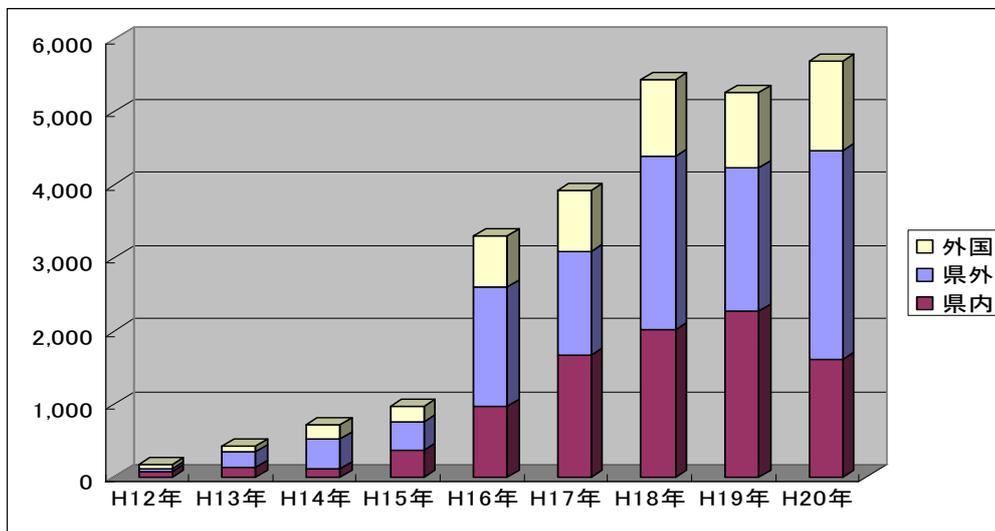
(表 19) 特別自由貿易地域の状況

	平成 13 年度	実績 (平成 21 年末)	目標 (平成 23 年度)
立地企業数	6 社	23 社	75 社
従業者数	100 人	443 人	2,505 人
年間製造品出荷額	4.2 億円	54.3 億円	586.4 億円

出典：沖縄県調べより作成

※ 1 目標は第 3 次産業振興計画（沖縄県策定）の目標値

(表 20) 特別自由貿易地域の搬出実績（年別）



出典：沖縄県資料

こうした措置に加え、平成 21 年度にはこれまで取り組んでこなかった沖縄県内に関連企業の集積がないなどの問題に対応するため、金型産業等、製造業の下支えをする産業（サポーターイングインダストリー）にとって使いやすい長屋型賃貸工場の整備に着手している。

沖縄における製造業発展の最大の障害とされる輸送コストについては、同地域の関連基盤として、中城湾港新港地区の整備が進み、取扱貨物量が平成 20 年に 93 万トンとなっているほか、具志川沖縄線等の道路ネットワークの整備により、那覇空港から中城湾港までの所要時間が平成 13 年から 21 年の間に約 12 分短縮し、約 58 分となっているなどの改善を見せている。しかしながら、製品出荷用として整備していた東埠頭は未完成のまま現在工事中断中であり、

那覇経由の輸送を余儀なくされている。うるま市が沖縄県の補助を受け、コンテナの個数に応じて、コストを補填しているが、中城湾港新港地区進出企業が結成する協議会は同港の早期供用を要望している状況である。

自由貿易地域については、現在、那覇地区が指定されており、優遇税制にとりしては、法人税の所得控除以外は特別自由貿易地域と同様の措置が用意されている。平成 11 年度からの沖縄県による使用料軽減などにより、平成 21 年 4 月現在で製造業・製造関連業の入居企業数 15 社、従業者数は 186 人となっている。同地域全体の搬出入実績や海外との取引額は、バブル崩壊後の低迷期を脱し、平成 16 年度から回復基調にあるが、政策目的である、海外から原材料を輸入し、製造・加工後海外に輸出する加工交易型製造業企業は 2 社のみであり、また投資税額控除などの優遇措置が使われていない。

(表 21) 自由貿易地域の状況

	平成 13 年度	実績 (平成 18 年度)	目標 (平成 23 年度)
立地企業数	14 社	16 社	—
従業者数	135 人	232 人	—
年間製造品出荷額	12 億円	31 億円	—

出典：沖縄県調べより作成

※ 1 自由貿易地域については数値目標は定められていない。

特別自由貿易地域制度の方が企業にとって有利であることなどから沖縄県による製造業誘致は特別自由貿易地域に集中している。このため自由貿易地域は平成 10 年度には入居率 65%と低かったが、那覇におけるオフィスビル不足も背景に、沖縄県は自由貿易地域に雇用効果の高いコールセンターなどの情報通信関連企業の入居を臨時的に認め、21 年 4 月現在、こうした企業も含めれば入居企業数 15 社、入居率は 100%を達成し、従業者数は 732 人（うち 546 人（約 75%）が情報通信関連企業による雇用）となっている。

産業高度化地域については、現在、那覇市、名護市をはじめ 13 市町村が指定されており、法人税の投資税額控除などの税金の優遇措置等が用意されている。減税実績は平成 14～19 年で、国税 3, 116 百万円、地方税 4, 736 百万円に

上っている。沖縄県全体の製造品出荷額 3,977 億円全体（石油・石炭製品除く）のうち、産業高度化地域の同出荷額 3,084 億円で 78%を占めるなど産業高度化地域は沖縄県製造業等を支える地域となっている。

工業用水道の整備については、名護市西海岸地区への専用配水管の布設を平成 21 年度に完了し、当面の需要に対応する整備を終えたが、基幹管路である東系列導水路等の老朽化が進んでいる。年度末契約給水量は、平成 16 年度の 15,194m³/日から 21 年度で 17,184m³/日となり徐々に伸びている。

(建設業)

建設業は、県内総生産、全就業者数の約 1 割を占める基幹産業の一つとして県経済の発展と雇用を支える重要な役割を果たしているが、近年、建設投資が減少する中、需給ギャップが拡大するなどの市場構造の大きな変化や、受注競争の激化など、厳しい経営環境に直面しており、建設業許可業者数、建設業就業者数ともに、現行計画開始時に比べて大幅に減少している。こうした中で、現在、沖縄県では、「沖縄県建設ビジョン」（平成 20 年 3 月）を踏まえ、産業構造の転換、新たな建設生産システムの構築、共通基盤の強化、市場環境の整備に向けた取組を進めている。また、国では、中小・中堅建設企業の経営改善や経営革新の取組を支援するため、建設企業からの問い合わせや個別・具体的な相談に対応するワンストップサービスセンター事業⁶を実施している。また、官公需についての地元中小・中堅建設業者の受注機会については、沖縄総合事務局発注工事に占める県内企業の割合（金額ベース）は、45.5%から 54.6%の間で推移している。

(鉱業)

石灰石等の安定的供給については、鉱業法を適正に執行するとともに、合理的開発を促進している。管内の鉱業は、鉱種別にみると石灰石がその大部分を占めており、平成20年における石灰石の出鉱量は約743万トンで、対前年比で 7.5%減少している。石油・可燃性天然ガス等の地下資源については、平成21年度に沖縄本島南部地域において県内では約30年ぶりとなる可燃性天然ガス

⁶ 平成 17 年度より実施。平成 21 年度より同事業を拡充。

の試掘ボーリングが実施され、天然ガスの有効利用が期待されている。

(商業)

中心市街地については、郊外への大型店舗の進出、店主の高齢化や廃業の増加等の中で、空洞化が問題となっており、那覇市、沖縄市、名護市などで活性化に向けた取組が進められている。そうした中で、国や沖縄県においても、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定や商業基盤の整備、商店街の振興、空き店舗対策などについて支援を進めており、沖縄市が策定した「沖縄市中心市街地活性化基本計画」が、平成22年3月に県内の自治体としては初めて認定された。

市街地の基盤整備については、国際通り線等の街路整備が進められるとともに、現行計画期間中に、土地区画整理事業として、那覇新都心地区、小禄南地区等、市街地再開発事業として中の町A地区（コザミュージックタウン）と新町・ロータリー地区の再開発が完了した。また、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上等の観点から、無電柱化やバリアフリー化等の取組が進められている。

(運輸交通業)

タクシーについては、輸送需要が減少する中、供給過剰を原因として1台あたりの収入が減少するなど経営が悪化している。バスについては、自家用車の普及、それに伴うバスの定時運行が保たれていないこと、モノレールの開通等により、路線バスの利用者は年々減少しており、これに伴い、路線網の再編が行われている。海運については、本土～沖縄及び離島の貨物の輸送は安定的な輸送が確保されているが、離島の旅客定期航路については、安定的な輸送が確保されているものの、事業者の経営基盤が脆弱で、多くが赤字経営を余儀なくされているのが現状であり、その助成措置として、離島航路整備法に基づき、一定の要件を備えた航路については、補助航路と決定し、欠損が生じた場合は国及び自治体が補助を行っている。

(表 22) 離島航路補助金交付実績推移 (千円)

年度	平成 13 年	平成 20 年
国補助	321, 534	654, 272
県等補助	227, 169	328, 973
合計	548, 703	983, 245

出典：沖縄総合事務局運輸部調査

運輸事業者の近代化・合理化の推進については、国の補助を受け、那覇都市圏バスロケーションシステムが導入されたほか、低公害車の普及促進に向けた助成措置などが行われているが、低公害車については、比較的高額な車両価格等により、県内において導入する事業者が少ないのが現状である。

さらに、輸送機関の効率的な輸送体制の確立の観点から、離島航路事業者では、利用者ニーズにあわせた船型に変更を行っているほか、バス路線網については、路線網の再編や基幹バスシステム導入が検討されている。

(販路拡大と物流対策)

大消費地等国内外の市場における県産品の販路拡大を図るため、地域の資源を活用した製品開発の取組や県産品のテスト販売、そうした取組を支える人材育成などの取組を進めている。例えば、香港への販路拡大のため、人材育成やプロモーション等を実施し、国外市場への販路拡大を図っている。また、民間企業が那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業を開始したことを契機に、空港周辺施設の整備、物流機能増強を進めている。さらに、埠頭通過料が廃止されるなど、海上貨物における経費削減、物流対策が講じられた。

(中小企業)

中小企業の成長発展を図るため、新規事業の創出に関する施策に加え、経営基盤の強化と体質の改善、経営の革新等を促進した。経営革新計画に承認された 78 社のうち、沖縄特例の税制優遇の活用等により 73 社の付加価値額が増加し、中小企業の成長発展につながっている。また、県内中小企業が在京の専門家集団とともに大都市圏の販路開拓を行い、マーケティングのノウハウを業界

内に蓄積するといった取組等により、中小企業が実施する市場競争力の強化、生産性の向上等に必要な取組を促進している。

沖縄振興開発金融公庫において、中小企業が安定的に事業を維持・成長発展していくための新たな設備投資や更新投資に必要な設備資金、財務体質の強化を支援するための長期運転資金等について、低利・長期の安定的な資金供給が行われ、平成14～20年度の累計で、31,801件・約3,203億円の融資が実行された。また、商工会等と密接に連携を図りつつ、物的担保の少ない小規模事業者等に対して、無担保・無保証人の融資を実行することにより、経営改善や衛生水準の向上を促進し、経営の安定化や競争力の強化を支援しており、平成14～20年度の累計で、7,965件・約349億円の融資を実行した。

(表23) 沖縄の特定中小企業者による経営革新計画承認件数と特別償却・
税額控除適用実績

【沖縄の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	4	18	15	11	14	10	6

【経営革新に係る特別償却・税額控除適用実績】 (千円)

	特別償却		税額控除	
	件数	特償実施額	件数	控除額
H14年度	0	0	1	3,454
H15年度	1	2,142	1	650
H16年度	1	42,010	3	3,429
H17年度	2	5,389	4	5,259
H18年度	1	6,947	2	60,087
H19年度	0	0	1	44,250
H20年度	0	0	1	5,057

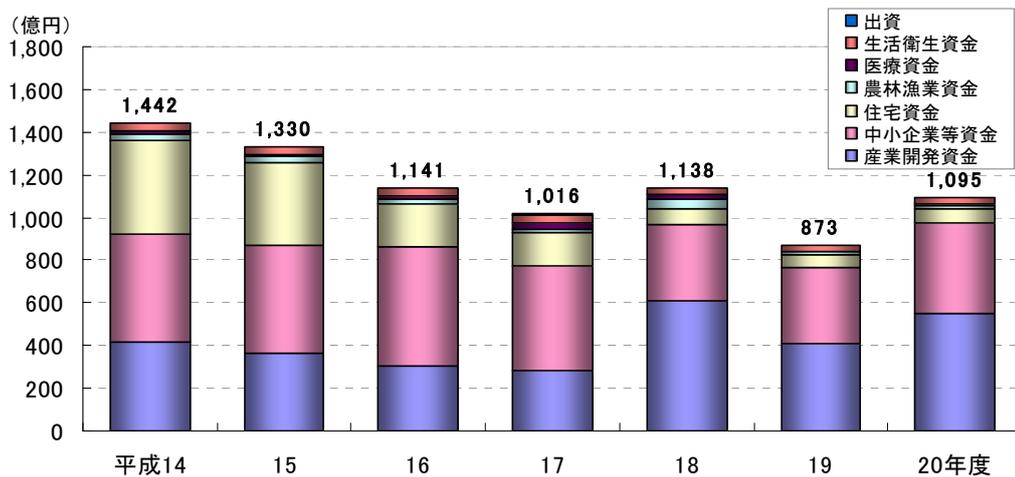
出典：沖縄県調べより作成

(産業振興を支援する金融機能の充実)

沖縄振興開発金融公庫においては、民間主導の自立型経済の構築に向け、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応した貸付制度（沖縄独自制

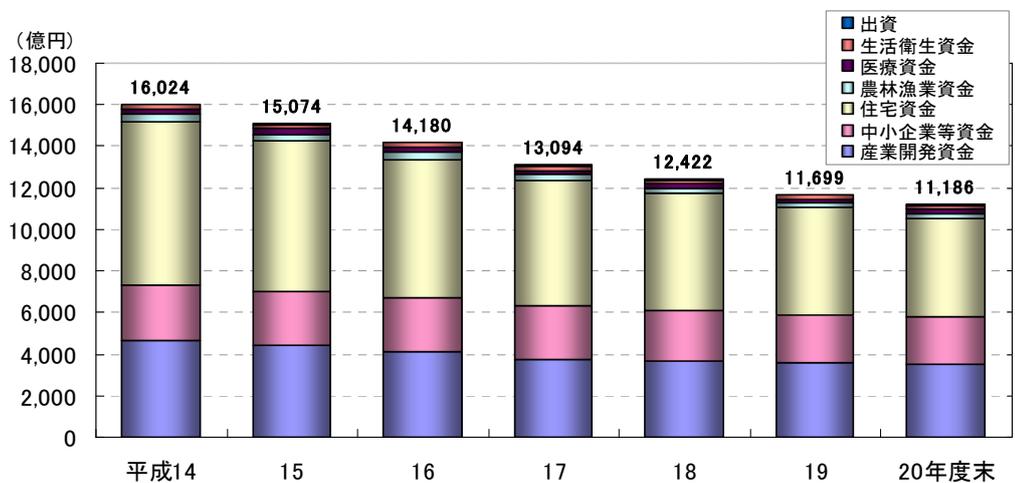
度)を整備し、円滑な資金供給により沖縄の振興を図っている。また、沖縄において新たな事業を創出し、育成・発展させるため、当該事業に必要な資金を出資するとともに、出資先企業の財務面・マーケティング面等の専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営の安定化に向けた支援を行っている。その結果、平成14年から20年度の間、観光分野では1,854件・約747億円、情報通信分野では91件・約36億円、農業分野では763件・約172億円、地域産業の振興・企業の立地促進分野では、20,070件・約2,943億円の融資実績となっており、民間主導の産業振興を図るため、良質な資金の供給等により、金融の円滑化を推進している。

(表24) 出融資実績の推移 (フロー)



出典：沖縄振興開発金融公庫資料

(表25) 出融資残高の推移 (ストック)



出典：沖縄振興開発金融公庫資料

【課題】

(製造業)

特別自由貿易地域、自由貿易地域等については、立地企業の業態、数あるいは県全体の製造業の動向を鑑みれば、期待した成果を出しているとは言い難い状況にあるが、他方、特別自由貿易地域だけを取りあげた場合の出荷額の伸びを鑑みればこうした施策の一定の有効性が認められるところである。これまでの様々な施策にもかかわらず、沖縄県への製造業立地が十分に進展しない主要因として、モノづくりの基盤となるサポーターディングインダストリーの欠如や物流コストが高いことが挙げられる。

特別自由貿易地域については、サポーターディングインダストリーの欠如への対応を始めたばかりであり、指定地を工業地区として成長させる制度となるよう改善する必要がある。また、物流コスト削減のため、中城湾港から沖縄北インターへの10分アクセス圏域の達成に向けた周辺道路の整備等、引き続き、関連基盤の整備を進めていくとともに、中城湾港新港地区進出企業が結成する協議会等、立地企業の要望を踏まえ、中城湾港東埠頭の整備を行う必要がある。なお、沖縄本土間の海上輸送コストの軽減策として沖縄県が要望していた、いわゆるカボタージュ規制(船舶法第3条)について、一部緩和が認められたところであり、こうした措置も活用して定期航路が開設されるよう関係者間の調整が進められる必要がある。

さらに、特別自由貿易地域における保税制度は、保税工場の選択課税や保税地域許可手数料の軽減を除き、一般的な保税地域と同じであることから特別自由貿易地域への立地を誘導する効果が弱い。また、優遇制度についても利用実績が少ないことから、同地域の製造業の発展につながるよう現行制度の見直しを検討する必要がある。

自由貿易地域については那覇空港の国際貨物基地構想など新しい展開も踏まえ、制度の見直し等について検討を進めていく必要がある。

産業高度化地域については、本制度による産業の高度化状況や、製造業の誘致への効果を把握し、今後の制度のあり方の検討を行う必要がある。

工業用水道の整備については、県内の企業活動へ安価で安定した供給を行うため、老朽化が進んでいる東系列導水路等の計画的な更新及び耐震化の必要が

あるほか、収益の向上により、経営の安定化を図るため、県と関係市町村等の連携による需要開拓が課題となっている。

(建設業)

建設業については、供給過剰、収益率の低下など経営環境の悪化、技術力の維持・向上、合併・協働化や新分野進出、IT化への対応、若年労働者の確保・育成、技術と経営に優れた企業が伸びていく市場環境づくり、経営力の強化などの課題がある。また、地元中小・中堅建設業者の受注機会の拡大に向けて、沖縄総合事務局においては、競争参加資格要件の緩和などを行っており、そうした措置の実施状況を見極めつつ、引き続き県内企業の受注機会拡大策を検討する必要がある。

(鉱業)

資源開発の中でも、地下資源については、沖縄本島の南部地域がガス田地帯として位置づけられていることや、海域の天然ガスが有望視されているが、災害リスクが高い上、その開発には莫大な費用がかかることから、国と県の連携のもと、資源開発を進める必要がある。

(商業)

中心市街地活性化については、各市町村を中心に、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定をはじめ、平成 18 年の改正後のいわゆるまちづくり三法に基づく取組などを積極的に進めて行く必要がある。

バリアフリー化に関しては、公共施設等を連絡する道路や通学路等を重点的に歩道整備やバリアフリー化を推進することにより、歩行者のネットワークを効率的に整備することが必要である。

(運輸交通業)

公共交通全体の活性化を図るため、バス路線の一層の再編や基幹バスシステム導入の検討が課題となっている。また、大気汚染対策、地球温暖化対策及び原油価格高騰対策の観点から、低公害車の一層の普及・促進を図る必要がある。

(販路拡大と物流対策)

売上の減少が大きい健康食品などの影響で、県産品の国内市場における売上高が平成 16 年をピークに下がってきている。海外市場に関しては、香港での人材育成、プロモーション等の成果を生かし、現地のローカル店や大陸市場の販路拡大を図っていく必要がある。販路拡大施策の企画・実施に当たっては、対象品目や対象市場を適切に選択し、得られた成果を継続的に実施するとともに他へ波及させ、効果的に推進する必要がある。また、近時始まった国際物流拠点構想の推進にあたっては、県産品販路拡大に資する物流システム構築をあわせて進める必要がある。

(中小企業)

中小企業については全国的にも成長発展のための支援措置がとられているが、沖縄県の中小企業については、物流コストが高く、物流が安定せず、消費者ニーズが得にくく、地元での資金調達が困難であり、高度成長期を経験していないなど不利な点が残っており、沖縄を対象にした支援は全国に比べより大きなものが必要な状況は変わっていない。

(産業振興を支援する金融機能の充実)

国・県等の実施する施策と一体となった民間投資による沖縄振興策を一層推進するため、観光・リゾート産業や情報通信産業などの基幹産業をはじめ、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度などの各産業振興施策を後押しする観点から、政策金融機能の充実・強化を図り、各産業分野に対する円滑な資金供給に引き続き努める必要がある。

沖縄の産業の基盤となる交通・都市基盤、情報通信基盤など産業インフラについても、沖縄の様々な特殊事情に配慮しつつ、民間投資を促進するため、引き続き、長期・固定・低利の良質な資金を供給するとともに、総合政策金融機関として県内各分野からの多様かつ広範な資金需要に対応することが求められている。

また、地域産業の持続的な発展を促すため、地域経済の牽引役である中小・

小規模事業者等に対する金融の円滑化の一層の推進や、地域に根ざした企業の事業承継を円滑化するための金融支援、経営承継ノウハウの提供が課題である。

加えて、新たな事業を行うベンチャー企業の育成のため、政策金融による支援・政策誘導が課題となっている。

さらに、社会経済環境や金融環境の急激な変化に機動的かつきめ細やかに対応した金融セーフティネット機能の確保に引き続き努めるとともに、特に事業再生の分野においては、沖縄の地域経済や生活、雇用に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、沖縄の地域特性に配慮した政策金融機能の強化を図ることが課題となっている。

エネルギーや環境分野においては、沖縄の電源構成が地理的、地形的制約等により、環境負荷の大きい石炭・石油発電に大きく依存しており、本土に比べて同量の電力消費に対し、CO₂排出量が2倍となること等にかんがみ、沖縄における低炭素社会の構築と電力の低廉な価格による安定的な供給を両立させるため、電気事業者や企業等の設備投資における温暖化対策の取組を政策金融により支援するとともに、再生可能エネルギー等の環境関連産業を新たな沖縄の産業として育成するため、政策金融による支援・政策誘導が課題となっている。

離島地域については、地理的不利性を補完するため、離島航路・航空交通施設をはじめとする産業・生活基盤の整備における政策金融による支援が重要である。また、離島地域の事業者については、物的担保が弱く、民間金融機関からの資金調達が困難であること等から、中小・小規模事業者に対する金融の円滑化、多様かつ広範な資金ニーズに対応する総合公庫としての機能を活用した、きめ細やかな政策金融が引き続き必要である。

融資に当たっては、担保や保証に過度に依存しない融資を更に促進するため、新たな金融手法の導入や事業価値に着目した融資を行うための融資制度の創設、融資審査体制を強化し、中小企業等に対する資金の安定供給、資金調達手段の多様化を図る必要がある。